

## 建設業許可の基準(許可を受けるための要件)

許可を受けるためには、次の要件を備えている必要があります(建設業法7条・8条・15条)。

- ①経營業務の管理責任者が常勤でいること
- ②専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること
- ③請負契約に関して誠実性を有していること
- ④請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤欠格要件等に該当しないこと
- ⑥暴力団の構成員でないこと